

Q：相続の制度について、知りたいのですが。

A：相続は、ある人が亡くなったことを原因に、その人の権利や義務を、法律で一定の範囲の親族（相続人）に、自動的に（当然承継）にそのまま（包括承継）引き継がせる制度です。

## 1. 相続の発生

人が亡くなったとき、その人の財産上の地位（権利・義務）を、別の人に承継させる制度を相続と云います（亡くなった人は被相続人、承継する人を相続人といいます）。誰にどのように承継させるかは、その国の制度により、例えば戦前では旧民法で家督相続（長男の単独相続）という制度でしたが、戦後は憲法の個人の尊厳と平等の理念から、現行民法では共同相続の制度になりました。

なお、実際の死亡以外に、先般の東日本大震災のような災害や事変で死亡したことが確実視される場合の認定死亡（戸籍法 § 89）、長期間生死不明の場合に、一定の手続きを経て死亡したものとみなす失踪宣告の制度（民法 § 30）があり、相続が発生します。

## 2. 誰が相続人となるか。

亡くなった人を被相続人といいます。今の民法では、被相続人の相続財産を承継（包括的に）する人の範囲を一律に定めていますので（法定相続人）、被相続人が任意に定めることは出来ません。但し、遺言などの方法で、類似の効果をもたらすことは可能です。

民法では、法定相続人として、配偶者相続人と血族相続人を定めています。両者の違いは、配偶者相続人は、常に相続人となりますが、血族相続人には、相続する順位があり、上の順位の者がいない場合に、初めて相続人となります。

### <順位>

- 第1順位 被相続人の子（民法 § 887①、実子も養子も同じ）
- 第2順位 直系尊属（同 889①-1 親、祖父母、親等が近いものが優先）
- 第3順位 兄弟姉妹（同 889①-2 死亡している場合は、その子が代襲相続）

### <相続分>

- 配偶者と子のとき 配偶者 1/2 子 1/2（子供の間では均等配分）
- 配偶者と親のとき 配偶者 2/3 親 1/3（父、母の間では均等）
- 配偶者と兄弟姉妹のとき 配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4（兄弟姉妹間は均等）

なお、上記の相続人が誰もおらず、相続財産を引き継ぐ人がいないときは、最終的

には、遺産は国庫に帰属することになります（民法 § 959）。

※ 例外があります。

第1に、相続人がいない場合、被相続人の特別縁故者がいる場合には、家裁に申し立てて、財産の承継が認められる場合があります（民法 § 958 の3）。

第2に、居住用の借家の場合、戸籍上の届け出をしていない内縁の夫婦、事実上の養親子の場合、その同居者は、相続人がない場合に限り、一定期間内に借家権を承継することが出来るという規定があります（借地・借家法 § 36）。